

平成28年度 保育所（園）定期監査結果に基づく措置状況等の報告

1. 監査の種類 地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
2. 監査対象年度 平成28年度
3. 監査結果報告 平成28年11月 8 日

所属等	定期監査結果（指摘事項）	措 置 状 況 等
保育幼稚園課	備品管理では、一部の保育所（園）において備品があるにも関わらず台帳に登録されていないもの、備品を廃棄しているにも関わらず台帳に登録されているもの、備品シールの貼り付けがないものが見受けられた。今一度、全備品を点検のうえ、備品台帳の整理に努めるとともに、備品シールの張り忘れがないか等の確認を行い、万全を期されたい。	<p>【措置済】 措置日：平成28年10月13日</p> <p>10月13日開催の公立保育所（園）所長会において、所（園）長に対し、備品の登録・廃棄・シール貼り付け等、指摘事項についてのすみやかな対応と適正管理の徹底を指示した。毎年5～6月頃各保育所（園）を訪問し実施している修繕要望箇所調査の際、備品シールのチェックを行う予定である。</p>
保育幼稚園課	エピペン使用方法の講習会等を開催していない保育所（園）が見受けられた。保育士としての業務を遂行していくうえで、エピペン使用方法は習得しておく必要がある知識であるため、全保育所（園）で年1回以上の講習会等の開催をお願いしたい。	<p>【措置済】 措置日：平成29年1月19日</p> <p>11月11日の保育所（園）看護師部会において、看護師に対し、各保育所（園）への訪問指導の際にエピペン使用方法の講習を実施するよう依頼した。11月17日から看護師によるデモ機を用いた実践講習を開始し、1月19日に全18施設での実施を完了した。看護師部会において平成29年度についても年2回の実施を計画している。</p>